

偽クセノポン 『アテナイ人の国制』

芝川 治

要旨

クセノポンの名において伝えられた『アテナイ人の国制』は、周知の如く、多くの謎を含む。作者、執筆時期、その意図など全く不明であった。カリンカはこの作をソフィスト的パイグニオンとなすのであったが、『国制』に誇張、歪曲が多数見られるのは確かである。本稿ではそれらが膨大な量に上る事を確認し、その事が何故になされたかを講究に付す。その結果、『アテナイ人の国制』に関してはその緒言など信に値せず、この作には戯文的要素が優越する事が示された。

キーワード…ソフィスト、ペロポネソス戦争、戯作

—

クセノポンの名において伝世されてきた『アテナイ人の国制』⁽¹⁾は天下の奇書と称せられる。それがクセノポンの作たる事は、十九世紀初頭以来、一部の例外を除き否認されてきた。それだけに、その後、作者、執筆時期、またその目的、クセノポン作とされるに至った事情などをめぐって喧々囂々たる議論が交されてきた。もとより、それらには決着付くべくもなく、今日においても甲論乙駁の状態にある。

そのうち執筆意図に関しては、一つには、政治的な方面にそれを索める説がある。著者はアテナイの現状を慷慨し、耐忍し難き民主政を打倒せずんば非ずという⁽²⁾ことで、それに対して蹶起を促す檄文を著したというものである。他方、それとは逆に、血気に逸る若者に対して老寡頭派が諦観を慫慂したものと見る向きもある⁽³⁾。

フリツシユによらんか、『国制』は亡命アテナイ人によつて異郷にて制作された。それは他ボリスの者に対して、アテナイ民主政が強力にして打倒すべからざる旨を説いたものである。同時に、それはアテナイの状況を学術的分析に付した一面をも帯ずる⁽⁴⁾。ゲルツァーもまた学術的側面に着意する⁽⁵⁾。ゴムよりするならば、『国制』はアテナイの事情に疎いイタリア、シケリア方面の人士に対する説明である⁽⁷⁾。

これらは学説の一端を摘記したのみであつて、現実⁽⁶⁾にそれが更に多種多様である事は論を俟たない。その中であつて異彩を放つのはカリンカ説⁽⁸⁾であつた。これは『国制』をソフィスト的パイグニオン *paignion* と観じるのであつた。アテナイにおける寡頭派の集会において民主政弾劾演説がなされたのであるが、『国制』の著者はそれに抗して起つた。これはその場にて即興演説を弁じ、その中において民主政擁護論を展開した。これは話者衷心のものではなく、ただ「弱論強弁 *ton hesso logon kreisso poiain*」を事とするもので、それはソフィスト流演説的弁論 *logos epideiktikos* に算えられる⁽⁹⁾と云うものである。

かくしてカリンカは『国制』に遊戯精神を認めるのであるが、ゴムやミュラー・シュトリュービンク⁽¹⁰⁾にも同様の傾向が看取される。爾他においても同書に皮肉、諧謔を感知する者、また僅少とはしない。ただ、全体として執筆意図は真摯なるものと解される⁽¹¹⁾。この点は戯文的要素を強調するゴムとてもその撰には洩れない⁽¹²⁾。かるが故にカリンカのパイグニオン説、悪評噴々たるものがある。「これに追隨する者皆

無なり」などと評される。⁽¹³⁾ カリンカはその周密、浩瀚なる註釈書によって『国制』研究史上聳立するのであるが、それと対照して誹議される事もある。

また、執筆時期に関しても学説は千差万別である。ペロポネソス戦争開始以前やアルキダモス戦役中、更にその後など年代は区々様々に設定される。然りと雖、概ね四四〇年代よりペロポネソス戦争終幕以前という大枠には動揺が見られない。⁽¹⁴⁾ 第一次海上帝国時代というわけである。以上が学説の概況であった。

ここにおいて波紋を生ぜしめたのはホーンブロウアーの論攷⁽¹⁵⁾であった。この版行は二〇〇〇年である。彼の主張よりするならば、『国制』はシュンボシオン文学の一種であつて、四世紀に入つて後、おそらくは三八〇年頃に制作された。それは娯楽を事とするもので、主としてトウキユデイデスに依拠しつつ過去を仮作したもの。第一次海上帝国期のアテナイが眼前に髣髴するが如く叙せられる。『国制』の思想は寡頭派的と看做されるのが通常であるが、それは仮面の下に演じられるのみ。真実のところ、作者は民主派に属するというわけで、究竟するところ、この作を戯談と解するものである。⁽¹⁶⁾

この議論は物議を醸した。オズボーン⁽¹⁷⁾はそれに配慮を加える。一方では、ホーンブロウアーとは少々角度を異にしつつ、マー及びロウズ⁽¹⁸⁾は『国制』をソフィスト的習作となす。他面、反対論が存するのもまた自明である。マンやヴェーバー⁽²¹⁾がこれに属す。

実際、ホーンブロウアー説のうち制作年代について賛意を表するのは容易ではない。何となれば、『国制』には時代錯誤が見出し難き故である。マンなどが述べるように、ペロポネソス戦争終結後アテナイ政治の変化ただならぬを惟うに、それらの痕跡は該著には皆無である。また、三八〇年頃において、五世紀の政治状況を著者が細部にまで亘つて再現し得たとは想定し難い。加之、この書からは追真的なものが感知される。それはスパルタを意識する点にも現れるが、就中、アテナイ民主政に対する姿勢において顕著ではないか。偽クセノポンは民主政擁護論を展開するという仮面の下、民衆、民主政に対して曠恚の炎を燃やすのではないか。二章二十を見よう。ここで、民衆が民主政を選択するのは許容される。各人が自己の利益を追求するのは当然だからというわけである。ところが、それに対して、民衆出身たる者が民主政ポリスにおいて活動するのは悪事をなさんがためである。民主政国家における方がそれが露顕し難い故である。大略、以上のような事が記されている。

偽クセノポンはエリート層の出身と推考されるが、自らと出自を近くする者が反対派に身を投じる事を嫌悪するのである。⁽²³⁾ 一見して瞭然たるように、『国制』は蕪雑なる作である。推敲などもなされていない。従って、時に著者の胸裡を露呈するのである。作者が民主派か寡頭派かという問題は往事より議される事があったが、⁽²⁴⁾ これは後者に左袒すべきである。偽クセノポンには韜晦も見られるが、やはり愚衆の跳梁に対しては憤懣遺る方なき面が強かったのではないか、全篇を通覧するにそこまでを否定し去る事は出来ない。実は、後述する如く、それには徹し切れぬ一面も存したのではあるが、少々先走る事ともなるが、彼にはアテナイ民主政を叙する上で嗜虐的な一面があったのではないか。また、彼は圭角ある人物と看取される。これらを以って観るに、『国制』は同時代の書と確言せざるを得ない。⁽²⁵⁾ それでは戯作的要素は如何であろうか。該著には誇張、歪曲の類が数多に及ぶのは否認し難い。それはどのような理由の下になされたのか。⁽²⁶⁾ 以下、マーロウズ、ゴムの挙げる箇所を指示し、それらを中心として講究に付す。もつとも、それを網羅的に行うものではないが、そうした作業を経る事によって、カリンカなどの問題に一応の解答が与えられよう。

二

マーロウズはその註釈書において、屢次に亘って、gross exaggeration, absurdなどの形容を付す。それらの箇所は、概ね、以下の通りである。1.10 (M.R.75) (アテナイの奴隸) 1.11 (M.R.78) (同上) 1.13 (M.R.84) (公共奉仕) 1.14 (M.R.85) (同盟諸市上層民抑圧) 1.16 (M.R.90-92) (裁判強制) 2.14 (M.R.122-123) (籠城作戦) その他 1.3 (M.R.66) (役職の俸給) 2.18 (M.R.133) (喜劇) 等々である。

ゴムは誇張を二様に区分する。一つは曲筆を含みつつも、本質としてはなお事実を伝えるもの。他は、一部事実に基づきつつも本質的には虚言としか言うべくもないものである。先ず、前者に属するものは次のようである。⁽²⁷⁾ 1.10-12 (奴隸、在留外人の擅行)、1.16 (供託金、アテナイに安居しながらの諸邦差配)、1.18 (裁判強制)、2.12 (海上交易路支配)、3.2 (全人類が審決するより多数の裁判とエウテュナ)、3.3 (賄賂) 等である。

むしろ虚偽を事とする誇張も列挙される。⁽²⁸⁾ 1.3 (役職)、1.11 (奴隷の驕奢とその理由)、1.13 (公共奉仕)、1.15 (同盟市民の取扱)、2.9-10 (祭儀等)、2.14 (憂苦とは無縁なる民衆、農民層の動向)、2.17 (寡頭派諸邦の協約遵守)、2.18 (喜劇) などである。

疑わしげな発言はこれらに尽きるものでは到底ない。その中から何点かを選んで検討を加えるのであったが、先ず開巻劈頭。ここでは主題の提示がなされる。アテナイ人が国制を巧妙に保持し、他のギリシア人には過誤と看做される諸点を処理する事、これを自分は示さんというものである。もつとも、その国制は顛倒したものの故、自身としては賞辞を呈さないというわけである。

これに続いてはアテナイ政治体制の記述がなされる。そこにおいては上流人士⁽²⁹⁾よりも下賤の徒輩が有力である。それは海上帝国アテナイの海軍を支えるからである。下層民にとつて民会における発言は随意であるし、凡ゆる役職にも就任は可能である。ただし、將軍、騎兵長官職といった危険の伴う役はこれを回避する。これらは有能なる諸士に委ね、自らは利得を齎す役のみ就く。まさにかく貧民有力なればこそ民主政は維持される。民衆は無学、無恥にして邪悪であるが、上流紳士には放埒、不正はなく、高貴さへの選好が備わる。これらの者は民主政には敵対的である。このような人々が民会などにおいて登壇するならばそれは民衆にとつては有害である。アテナイ人は、逆に悪漢に発言を許す。「これの無知、悪辣、善意が有用なる者の徳、智慧、悪意よりむしろ有益なるを彼ら承知す *gignoskousin*。」⁽³⁰⁾ というのである。成程、このようであればポリスは良く統治されまいであろう。しかしながら、*eunomia* の下では庶民は隷属する。彼らにとつて国制の良否は顧慮の外である。この連中は自らが跋扈しさえすれば良しとの事で、悪しき体制を選択するのである。このようにアテナイの体制に対して合理的説明が与えられているかのようである。

さて、これに関してであるが、一章一においては主題が示されるのであった。そして、それが逐次、論証されていくという体裁を取るのであった。この点よりして、既にソフィスト的とされる。また、自身は認めせぬがアテナイ人巧妙なりというのは如何であろうか。ここにおいて主題の二重性、顕然たるものがある。著者は自身の価値観とは別にアテナイの政治体制を讚美する⁽³¹⁾のか、はたまた嘲弄するのであるか。

偽クセノポンのアテナイ民主政像においては上流と下層が截然と二分されている。中間の階層は一切存在しないかの如くである。アリストテレス流中庸の国制などその片鱗すら示さない。公共善など民主政下では考慮の外であり、万事、階級利益に奉仕するというものである⁽³²⁾。

これは単純化、甚しきに過ぎるのではないか。⁽³³⁾

上流エリート層であるが、それには放任はなく、良きものへの配慮のみを専らとするとなされていた。これは事実には反するとしか言うべくもない。他面、民衆⁽³⁴⁾は畢竟口腹の徒であつて、無知蒙昧、邪悪の権化であつた。これは自らの利益には敏感であつて、万般に亘りその増進のみを図るというものであつた。かくして、全地において最善のものは民主政に對立する⁽³⁵⁾という由なのである。これは過度に一方的と断ずる他はない。個人にせよ社会階級にせよ、ここまで好悪を極められるものではない。

役に関してであるが、將軍職は相當の権力を帯び、また利得も伴つた。將軍は戦利品の鹵獲にも与つた⁽³⁶⁾のである。それを安危を左右する職にのみは有力者を就かしめるなどと表現するのは適切を欠くのではないか。責任は有力者に分担せしめ、民衆自身は役職より手当を得て安逸を貪るというわけである。ところが、實際のところは、そのような手当は些少であつた。また、將軍とは別に使節にも上流の諸士が多く任ぜられた。これも金品の授受を受ける事、稀とはしなかつた。⁽³⁷⁾この点をも偽クセノポンは黙過するのである。

民会にしても、制度上、全員に発言が可能であつたのは事実である。されど、多く登壇し民会或は評議會を領導したのは主として有力者と見られる。⁽³⁸⁾全体に貧民が言われる程に擅權を渾うのであれば、上流富裕者層の殄滅に迄進む方が自然ではないか。レイトゥルギア⁽³⁹⁾など中途半端であつて、土地再分配や財産没収⁽⁴⁰⁾、放逐などを行うものであろう。現に、ギリシアにおける過激民主政はその道を辿る事があつた。⁽⁴¹⁾偽クセノポンとしても同盟市上流階級の誅戮迄をも筆に上して⁽⁴²⁾いるではないか。

『国制』——九章は相當の偏向を含むのである。それも最も辛辣かつ底意地悪き体のものである。これは、葬送演説においてペリクレスが謳い上げたアテナイ民主政像の陰画⁽⁴³⁾という趣がある。偽クセノポンにおいてはアテナイはギリシアにおける「悪の学校」⁽⁴⁴⁾なのである。著者は民主主義の Lobrede⁽⁴⁵⁾を装いつつ、その実、それに痛罵を浴びせるのである。

x x x

次に一章十一—十二。ここにおいて論題となるのは奴隸、及びそれと共に在留外人である。アテナイにおいてそれらの放恣は極限にまで達し、連中を打擲する⁽⁴⁶⁾のが不可能なのは愚か、奴隸は道を譲らんともしない。服装、容姿に関してアテナイ人は彼らとは区別し難い。アテナ

イにて奴隷が豪壮に暮すのには理由がある。海上支配あるところ、金銭上の都合より奴隷に隷属する事は不可避である。apophoraを得んがために奴隷を自由にせしむというものである。そしてこの事をもアテナイ人は意図的に *gnomai*⁽⁴⁸⁾ なすと見られる。こうした事の故に、吾人⁽⁴⁹⁾としては奴隷また在留外人との間に *megoria*⁽⁵⁰⁾ を樹てたというものである。

アテナイにおける奴隷であるが、その取扱は他邦よりも寛厚であったと見られる。⁽⁵¹⁾ 衣服に関して判別し難き一面が存したとされる。アテナイの細民は *exomis* や *chiton heteromachalos* を着用し、その点において奴僕との差違僅少であったかの如くである。当然の事であるが、上中流の市民に関してはそのような事はなかった。⁽⁵²⁾ また、髪形は措くとして、容貌をめぐっても、奴隷は小アジア系多数とした故、ギリシア人市民からは自ずと区別されたであろう。

打擲云々は如何であろうか。アテナイには *graphē hybreos*⁽⁵³⁾ があった。「何人が暴行を加えんか、如何なるアテナイ人と雖も告訴し得。」というものである。法律が保護する対象には自由人男女、子供と共に奴隷も含まれた。「アテナイ人諸君、奴隷ですら暴行ざるを許さじとなす法律の人間味に傾聴し給え。」⁽⁵⁴⁾ というものである。然るに、主人は自己の奴隷を打擲し得た。⁽⁵⁵⁾ 裁判に際して奴隷を拷問に処するのは通常であった。

成程、プラトン『国家』(523B)には以下の如き記述がある。曰く、民主政国家においては購入されし奴婢が主人に対して聊かも劣らず自由なり、と。さりながら、それに続く部分においては動物の事が叙される。民主政のポリスにあつては動物までもが自由である。馬や驢馬は大道を闊歩し、道往く人が避けないとそれに衝突する、⁽⁵⁶⁾ というのである。これを以つて観るに、プラトンは民主政を戯画化しているのである。彼の本旨はそれに対し罵詈譏を浴びせる事にある。アリストパネス、⁽⁵⁷⁾ プラトン『法律』や爾他の文献を綜覧するに、アテナイは他ポリスとは様相を異にするが、それでも自由人と奴隷との身分的差別動かすべからざるものありしは否認し難い。

デモステネス⁽⁵⁸⁾によれば、*graphē hybreos* の目的は共同社会に安寧を招来せんとするところにある。暴行は国家に対する犯罪行為であるから、それを防遏し、秩序を回復せんがためにそれは立法された。そのために被害者の如何を問わず、行為自体が処罰されるのである。奴隷をも保護せんとするのはそのためというわけである。これに対して偽クセノポンは何を語っていたか。奴隷を殴打する事が許されると、自由人が奴隷と誤認されて暴行を受けてしまう。それを防止するのが目的となる。これは *so cynical and absurd*⁽⁵⁹⁾ であり、倒錯甚しと言わずば

なるまい。

一章十一においてはラケダイモン云々と語られる。これはアテナイと三章十一を別とすれば具体的地名の現れる唯一の例。『国制』はスパルタを意識するのであったが、奴隷をめぐる数節ではそれが顕著なのであろう。⁽⁶⁰⁾ スパルタでは奴隷との身分差、厳然たるものがあつた。ヘイロータイは特別の服装を強制され、それに対する取扱は苛烈であつた。⁽⁶¹⁾ 偽クセノポンにはそれと対比しつつアテナイの「陋習」を笑殺せんとする意嚮があつたのであろう。⁽⁶²⁾

今、一言。一章十一節「海上支配あらんか奴隷に隷属す。」⁽⁶³⁾ アテナイにおいて奴隷が主人とは別箇の生計を営む事はあつた。それは業務に従事し、一定額の金銭を主人に上納した (apophora)。海上同盟の下、アテナイにおいては通商、交易が隆昌を来した。港湾労働者や荷役、御者、案内人等々の需要が増大したと見られる。⁽⁶⁴⁾ されど、それによって良く致富をなしたであらうか。これには一部の例外は別として、「否」と答えないわけにはいかない。⁽⁶⁵⁾ これに主人が依存したとなすわけにはいかぬのである。以上、『国制』の奴隷をめぐる数節には核となる事実は存存るとしても、針小棒大と言わざるを得ない。

x x x

一章十三、公共奉仕。ここではレイトゥルギアが富裕層搾取の手段として捉えられる。支出を強制されるのは有産者にして、民衆は専ら利得を貪るのみというのである。それも、当然、自覚的に行われるというわけである。ところで、レイトゥルギアが富者にとって負担となつたのは事実である。⁽⁶⁶⁾ されど、それには名誉となつた一面がある。また、コレゴスやギムナシアルコス⁽⁶⁷⁾は美々しき娯楽を提供する事となり、殊に悲劇やディテランボスには美的に冠絶するものがあつた。偽クセノポンとしてはそうした側面は捨象するのである。また、二章九においては祭儀や神域が論ぜられるが、ここでも民衆は肉の分配など利得に与るのみとされる。他方、トリエラルキアは国家防衛のために須要であつた。ところが、偽クセノポンの筆を以つてすれば、それら公共奉仕の目的が富裕者苛求にだけ存するかのようなのである。これは *ta megala tapeina poiein* ⁽⁶⁷⁾である。著者としては殊更に醜悪な側面にのみ目を注ぐのであり、これまたペリクレスの葬送演説⁽⁶⁸⁾とは対照的である。同盟諸国の問題に移る。一章十四。ここでは同盟市の上流階級をアテナイ側が断罪し、下層民を強化する旨記される。富裕層が優位を占

めるとアテナイからの離叛が生ずるからというのである。同盟市において民主政ポリスが多きを算えるのは確かである。ただ、アテナイが寡頭政を長く容認した事実はある。ペロポネソス戦争に入ってもミュティレネでは少数者が支配していた⁽⁶⁹⁾。ミュティレネもそうであったが、寡頭派による叛乱が鎮定された後に民主政が導入された例は多い。しかし、然らざる場合もある。ミレトス⁽⁷⁰⁾がそうであったし、サモス⁽⁷¹⁾もその範疇に入るのかもしれない⁽⁷²⁾。

同盟国側であるが、その庶人層が常にアテナイ民主政治に心を寄せたものではない⁽⁷⁴⁾。同盟諸邦のエリート層に関してはそれをアテナイ側の有力者が幫助したと偽クセノポンは語る。然るに、彼らが、少なくとも叛乱を指喚、支援したという事実は知られていない⁽⁷⁵⁾。帝国護持はアテナイにとって全国民的関心事であった⁽⁷⁶⁾。偽クセノポンの二項対立的把握は過度に奔ると言わずばなるまい。

『国制』一章十五よりすると、アテナイ人民にとっては同盟市民の搾取激烈なるを良しとする。それらが底辺の生活に沈淪すれば陰謀を企てる遑もなくなるからである。ここにおいて著者の胸中にあるのは主として年賦金である(*chremata eispherein*)⁽⁷⁷⁾。トゥキュディデスによれば、当初における年賦金の割当額は四六〇タラントン⁽⁷⁸⁾。ペロポネソス戦争開戦前夜におけるそれは、ペリクレスの言を藉りれば六〇〇タラントンに達する⁽⁷⁹⁾。この数字をめぐる学説状況には紛々たるものがある。年賦金の実際の徴収額はその数字を下廻ると見られる。メイグズ⁽⁸⁰⁾によれば四三〇年代において年賦金は四〇〇タラントンを踰えない。そうであるならば、これは同盟諸邦にとって金額自体としては著大なものではない⁽⁸¹⁾。ペルシア支配下においてもその程度の徴収はあつたと言われている⁽⁸²⁾。

五世紀のエーゲ海は殊に四五〇年以降、交易が昌運を迎えたとされるのであつた⁽⁸³⁾。アテナイによる海賊掃蕩等、寄与するところ大だったのであろう。これを以つて按ずるに、同盟ポリスも搾取されるのみの関係とは称し難い。偽クセノポンはこのような側面に対しても殊更に目を塞ぐのであろうか。もつとも、大戦期に入ると、逐年、アテナイの苛斂誅求甚しきと化す⁽⁸⁴⁾が。

一章十六以下、同盟市民に対する裁判強制に関してそれに随伴する利益が列挙される。先ず供託金 *pytaneia* であるが、偽クセノポンの筆致よりすると、それより一年分の陪審員手当が充当される如きである。プリユタネイアとは主として私益に関する裁判において原告被告双方より預託されたもの。金額は一〇〇から一〇〇〇ドラクマ間の係争事においては三ドラクマ、一〇〇〇—一〇〇〇〇ドラクマ間にあつてはその十倍に上る⁽⁸⁵⁾。ところで、陪審員手当の総額であるが、これはアリストパネス『蜂』(六六三行)よりすれば年間一五〇タラントン。ただ、

これはもとより誇大。その実績は例えば四〇タラントン程度であろうか。⁽⁸⁶⁾ プリュタネイアの合計額に関しては揣測を巡すべくもないが、同盟市民の裁判のみからでは到底四〇タラントンには達しなかったであろう。⁽⁸⁸⁾ 偽クセノポンはここでは擲擧しているのみであろう。

一章十七に叙される利得にも難点がある。hekatosie が関税であったとして、裁判に召喚される者が多量の商品を持参したのか。また、伝令が何故に潤ったのかなど疑問が生ずる。全体に、これら収入に関しても偽クセノポンの視点は余りにも卑小に傾くのではないか。この点においてもトゥキュデデスとの差違は顕著と言わずばなるまい。⁽⁹⁰⁾ もっとも、エリュトライヤカルキスに関する法令 (MIA5,52) や「貨幣統一令」(MIA5)、「クレイニアス法令」(MIA6) などより窺知されるように、海上同盟諸国に対し、アテナイは司法その他の面において相当程度容喙の度を深めていったと見られる。裁判に付随する収入も或は増加したかもしれない。裁判強制の実数が臆度の域すら踰えるのは憾み多きところである。

総じて、「国制」一章十四—二十に関しては喜劇的色調が看過し難い。⁽⁹¹⁾ 搾取、抑圧される同盟諸国民と傲岸なるアテナイ民衆との対比が鮮烈である。取分け十八後半においては同盟市民がアテナイ民衆への阿諛追従を余儀なくされ、その奴隸と化すと叙されるのである。ここにおいて吾人の胸奥を去来するのはアリストパネス『蜂』(五五三—五七三、六二〇)である。⁽⁹²⁾ それは有頂天にあって自己の権力に陶然とする小人の姿を如実に描いて余蘊がないのであった。

一章十八においては、同盟市関係の裁判がアテナイにて実施されない場合、同盟民は海外に渡る將軍、三段橈船長、使節のみに敬意を表するであろうと記される。それらに任じられるのは名門富裕者多数となすのであった。民衆は海外に出ずとの由である。「家郷に座しながら船にて航行せずして」⁽⁹³⁾ であった。さりながら、一章十四には「諸市へ」出航し⁽⁹⁴⁾ とある。主体はアテナイ人民であってそれが誹謗を事としたのであろう。また一章十九、海外資産と諸役の故に民衆とその従僕が期せずして操舵術を習得した⁽⁹⁵⁾ とす。対外資産にはクレルキアも包含された筈であるから、一般人もアテナイと外地を往来したのであろう。

「海外での諸役」をめぐってはアリストテレス『アテナイ人の国制』二十四章三にその数七百とある。これは過大視される事もある。ただ、アテナイより同盟諸邦にはプルラルコス、エピスコポス、アルコンの他にも相当数の役人が派遣された模様である。これらは七百はいざ知らず、それでも多量に上る事は確かである。かつ、それらは、通常、一年任期であったろう。それをペンタコシオメディムノイ、ヒツ

ペイスのみにて充当するのは困難であつたらう。かくして一章十六は同十九との矛盾も回避し難い。「郷里に座しつづつ」は民衆の権力、安楽を格別に強調せんとするものではないか。偽クセノポンとしては自己の信念を吐露するのではなく、場面場面において効果的なる立言をなすのみではなからうか。

一章十九を承けて、二十においては以下の如く記される。アテナイの庶民は「航海の経験と訓練 *mate* とによりて優秀なる操舵手と化す」⁽⁹⁷⁾。「大衆は生涯に巨り予め訓練を積みし故、乗船すや瞬時にして艦船を駆るを得る。」というものである。これは異ならずや。一章五などにおいて作者は慢罵を恣にしていたのである。下層の衆は無知、悪疎、自墮落の化身ではなかつたのか。かくなる愚衆が秀逸なる海員たり得たのか。実際、三段橈船は相当の技術を必要とした。⁽⁹⁸⁾ 習練がアテナイにおける優秀なる海軍を支えたのである。重装歩兵の評判とは裏腹であつた。⁽⁹⁹⁾ ここで、重大なる齟齬が生じる。作者は自らの議論を根本より損壊せしめてしまふのである。ここにおいても、彼にとってはその場における眞実のみが重要であつたのではないか。⁽¹⁰⁰⁾

x x x

二章八、ここでは以下の如きが語られる。アテナイ人は凡ゆる種類の言葉を聞いて、一つを一方より、別のものを他より選択した。他のギリシア人が自身の言葉、生活様式（或は食事）、衣服を優先するのに対し、アテナイ人は全ギリシア人とバルバロイより混合されたものを用いる。このようなものである。

ここでは言語につき一言のみ触れるが、アッティカには他処より多くの語が流入したのである。しかしそれにしても、「凡ゆる言語」や、更には「全ギリシア人とバルバロイより混合されし言語」は尋常を欠く。これはカリンカをして言わしめれば *Vergewaltigung der Wahrheit* である。或はむしろ虚誕と称すべきか。

二章十四においてはアッティカ島嶼なりせばと語られる。その場合、敵に蹂躪さる事なきなりというものである。然るに、現今 *ryn*⁽¹⁰¹⁾、アテナイ人のうち農民と富裕者はむしろ敵に諂う。⁽¹⁰²⁾ 他方、民衆は彼らのものが焼却も破壊もされぬ事を承知するので、敵に阿る事もなく懼れずに生きる *adeos zei*。籠城作戦がこのように記されるのである。

これをめぐっては先ず「民衆」*demos*。これはここでは無産大衆、即ちテーテスに限定されると思料される。農夫はそれには含まれない。この箇所において農民は上流富裕層と一括されているからである。かくなる「民衆」は通常デモスの用法とは牴牒を来す。『国制』にあっても一章二ではデーモスデーモスはテーテスを中心とするかの如きであるが、他処では、その点、曖昧である。二章十四において格別の使用がなされるのは下層の放肆を際立たせんとする底意があるからではなからうか。⁽¹⁰⁸⁾

ところでテーテスであるが、これは失うべき何物も持たぬ故、敵の来寇を迎えても真に泰然としていたのであろうか。トゥキュディデス(Thucydides)によれば、該時期、一般民衆も僅かの所有を奪われて苦痛を覚えた。市部の居住条件も悪化した。その中であつて、疫病が猖獗を極めた。当然、テーテスにも斃死する者が多数を算えた筈である。また彼らは艦船に搭乗した。厳しき訓練にも耐え、戦闘にも従事したのであつた。⁽¹⁰⁹⁾それを「憂懼なしに生きる」と記すのは事実に反する。⁽¹¹¹⁾

「農民や富裕者が敵に誼を通ずる」とは如何であらうか。アルキダモス戦争中にはそのような事実は知られていない。農民に関しては、それは『アカルナイの人々』などアリストパネスの作品に背馳する。⁽¹¹²⁾

これらの他にも、問題視すべき箇所は僅少にはとどまらない。二章十七、協定、誓約の遵守、同十八、喜劇喜劇などであつた。更に瑣事に迄巨れば際限なき程である。それらはここでは省略に付する。如上のみでも『国制』の特徴は判知するに足るのである。

三

以上を綜覧するに、『国制』のアテナイ民主政像は極端に奔るのではなからうか。歪曲、偽言の類にはただならぬものがあつた。それらは何れも民主政を罵倒し尽す体のものであつた。この点において作者の意図は奈辺に存したのか。解釈の可能性は二つあろう。一つには愚衆の悪虐に対する忿怒が奔出して悪罵を連ねる結果に畢つたとするものである。この場合、彼の頑迷固陋は度し難きものとならう。本稿の論調よりするとこの種の解釈は既にして然らざるものとなるわけであるが、この点、確証を得るために、以下、三箇所を挙げておこう。その一は一章二十、水軍の訓練である。これは曩に扱つた。

三章七。ここでは判決を下すのは少数者たるべきという説が議せられる⁽¹⁴⁾。それを採用した場合、法廷の数を縮減しない限り、各法廷における陪審員は少数となる。されば、それらに対する買収は容易となり、正義の裁きは遙かに少数と化す⁽¹⁵⁾、と記される。ところで、少数者が裁くとは寡頭政原理である。偽クセノポンはそれを真向から否認するのである。これは宛然、アリストテレス⁽¹⁶⁾である。アリストテレスにあって誰が主権者たるべきかは重大な問題であった。その議論の過程において大衆は能く判断し、少数者よりも腐敗し難いと述べるのである。ここで、偽クセノポンはアリストテレスと同じく民主擁護論を展開する結果となったのである。

今一つ、三章十二。ここにおいては民主政下、不当に市民権を剥奪された者は少数を算えるのみと叙される。その理由として、続く十三、「不当なる職務の執行、適切ならざる発言や行為、これらからアテナイにては市民権剥奪さる⁽¹⁷⁾。」と言われる。かくしてアテナイ民主政は安泰というものである。これは刮目すべきである。これでは著者の本来的立場からは正反対ではないか。アテナイにおいては民主政の下、権力行使が正当に行われると主張する事になってしまっているではないか。

以上三箇所において作者は自らの議論を毀損する。これは何を以ってであろうか。ここで該著書の冒頭を想起しよう。そこでは作者自身は是認せぬが民主擁護論を展開する旨記されていた。然るに、彼の実際なした事はアテナイ民主政治を極悪非道の体系として描出する事であった。ここにおいて彼は仮面を二重に被るのである。これはソフィスト的である。彼の民主政論にも、当然、仮構たる側面があった。それは彼にとつても過度にシニカル、人工的であった。それに徹し切れない要素が上記三箇所となって現れたのではないか⁽¹⁸⁾。

これによつて観るに、彼は狂信者などではなかった。『国制』は往々にしてユーモラスであり、また皮肉、嫌味も散見された。これは精神の余裕を物語る。彼は氣質的には反民衆的であるが、民主政をそれなりに認める一面も存した⁽¹⁹⁾。彼にはまた、寡頭派の裏面も見えた。党派精神に埋没しないという点でも彼は拗ね者であった。超然とした立場より民主派、寡頭派双方を冷笑したのである。

このような事をなすためには一定の知性を具備していなければならない。ソフィスト的とは上に叙したところであったが、それには用語や価値の相対化⁽²⁰⁾よりも瞭々たるものがあつた。彼はソフィスト運動など新思潮の洗礼を受け、それらを武器として慧眼とは言わぬ迄も、相当冷徹なる認識に達し得たのである。

詮ずるところ、『国制』に数多き誇張、虚語は遊戯精神の所産である。それらは、当然、意図的なものであつた⁽²¹⁾。されば、吾人としては

それをソフィスト流演示的作品となすべきなのであろうか。それには躊躇せざるを得ない。『国制』の措辞語法、布置結構、拙劣に過ぎるからである。公開せんとするのであれば全般に彫琢を施すべきであつたらう。或はソフィストの習作、草稿の類であらうか。もしかすると、閑人による筆のすさび、個人的書簡などであつたらうか。その点は永遠の謎であらう。^(註)

何れにせよ、『国制』はペロポネソス戦争下のアテナイという衆愚政的状况の顕在化した時期における一知識人の内面の記録とも言える。その点、同時代の操觚者と較量するのも興なしとはしない。この作は相当に屈折しているのであるが、それだけに、いわば「裏から見たアテナイ史」であつた。その意味でもこれは価値を失わないのである。

註

- (1) 本稿における『国制』と略記する。また以下の論著は著者名のみにて示す。E. Kalinka, *Die pseudoxenophontische AΘHNAION ΠOΛITTEIA*, Leipzig und Berlin, 1913; H. Frisch, *The Constitution of the Athenians*, Copenhagen 1937; A. W. Gomme, *The Old Oligarch, More Essays in Greek History and Literature*, Oxford 1962 (HSCP, Suppl. 1, 1940); J. L. Marr-P. J. Rhodes, *The 'Old Oligarch'*, Oxford 2008; G. Weber, *Pseudo-Xenophon, Die Verfassung der Athener*, Darmstadt 2010.
- (2) H. Müller-Strübing, *Ἀθηναίων πολιτεία, Die attische schrift vom Staat der Athener*, *Philologus*, Suppl. 4, 1884, 69-70; Ed. Meyer, *Forschungen zur alten Geschichte II*, Halle 1899, 402-404; A. Fuks, *The "Old Oligarch", Social Conflict in Ancient Greece*, Leiden 1984 (*Scripita Hierosolymitana* 1, 1954), 198-212 他。これらの中に、当然、偏差は見受けられる。
- (3) U. von Wilamowitz-Moellendorf, *Aristoteles und Athen I*, Berlin 1893 (Nachdruck, Berlin 1966), 171 Anm. 72。これは如上の学説とは直角に交叉する。かく「國制」の「憲」に「ト」なすの如くは「ト」に「真」は「何れに」か「な」が「通例」である。Gomme, 54; K. I. Gelzer, *Die Schrift vom Staate der Athener*, *Hermes*, Einzelschriften 3, 1937, 92.
- (4) Frisch, 102-103, 163.
- (5) Gelzer, *op. cit.* 92-93.
- (6) Gomme, 52.
- (7) Cf. E. Hohl, *Zeit und Zweck der pseudoxenophontischen Athenaiion Politieia*, *CP* 45, 1950, 34.
- (8) Kalinka, *Die pseudoxenophontische AΘHNAION ΠOΛITTEIA*, 45-59; id. *Prolegomena zur pseudoxenophontischen AΘHNAION ΠOΛITTEIA*, *Wiener Studien* 18, 1896, 58-59.
- (9) 本稿註(一)。

- (10) 同註(2)。
- (11) „...bitterer Ernst es dem Verfasser mit seiner Kritik der Demokratie und der Darlegung ihrer Motive überall.“ (Ed. Meyer, *op. cit.* 402 Ann. 1). cf. Müller-Strübing, *op. cit.* 175-177. 「正義を見出す者はアインツロ・サタンに共に歩むことの感がある」。
- (12) 本文九四ページ。『ソラー・シトラーリナー』の本文九四ページ。
- (13) M. Treu, Ps.-Xenophon, D. *Polireia: Äthnasion*, *RE* 2 Reihe IX. 2, 1967, 1970. 447 Frisch, 127. cf. *ibid.* 43, 101. 更に C. Leduc, *La constitution d'Athènes attribuée à Xenophon*, Paris 1976, 41. “E. Kalkha est le seul historien qui n'ait pas pris Ps.-Xenophon très au sérieux et n'ait pas cru à son rôle historique. Cette position originale lui vaut bien des reproches de la part de ses successeurs qui s'étonnent d'“une conclusion aussi discutable”, qui contraste avec le sérieux du reste de l'étude de l'historien allemand.”
- (14) *Ibid.* 29, “Sur la période, la critique est aujourd'hui unanime : l'opuscule est contemporain de la première thalassocratie athénienne.”
- (15) S. Hornblower, *The Old Oligarch* (Pseudo-Xenophon's *Athenaion Politia*) and Thucydides. A Fourth Century Date for the *Old Oligarch?*, Flensted-Jensen/Heine Nielsen/Rubinsstein (eds.) *Polis & Politics. Studies in Ancient Greek History*. Copenhagen 2000.
- (16) ホーンプローワーはカリンカの蹤跡を履かすことなどしてゐる。
- (17) R. Osborne, *The Old Oligarch*, London 2004, 7-14.
- (18) Mart-Rhodes, 殊に一五ページ。これは該著を同時代の作とす。 *ibid.* 5.
- (19) A. H. Katsaros, *Literary Perspectives on Ps.-Xenophon's Athenasion Politia*, Diss. Adelaide 2001 を参看し得なかつたのは重々遺憾とするところであらう。
- (20) Chr. Mann, *Die Demagogen und das Volk*, Berlin 2007, 39-41.
- (21) Weber, 24. 彼の親 H. Hefner, Oligarchen, Meso!, Autokraten: Bemerkungen zur antidemokratischen Bewegung des späten 5. Jh. v. Chr. in Athen, *Chiron* 33, 2003, 453。
- (22) 2. 20. me on tou demou. 그의意味は本文に記した如くであらう。ただ、これと酷似する表現が二章十九にある。これとの関連はまた解釈上、難物ではある。 cf. Gelzer, *op. cit.* 32 Ann. 1.
- (23) 二章二十行……dego は始まるが、これは強調を意味するのじやない。 cf. Kalkha, 252.
- (24) *Ibid.* 41. 近年は W. G. Forrest, *The Emergence of Greek Democracy*, London 1966, 226 ; D. Stockton, *The Classical Athenian Democracy*, Oxford 1990, 169.
- (25) 時期はアルキダモス戦争中であらう。本篇註(105)。
- (26) ホーンプローワーはこの点を論究すべきであつた。
- (27) Gomme, 39-41.
- (28) *Ibid.* 41-47.

- (29) これは *chrestoi*, *belistoi*, *gennaioi*, *plousioi* などと表現される。下層民は *poneroi*, *cheirous* などである。これら用語の一覧表はマールロウス (171-172) にもある。 *agathoi*, *esthloi* と *kakoi* を対比せしめるのはギリシアの詩文において昔時より行われる事があった。上流富裕層と下層民をかく区別したのである。これらの語彙に関し、五世紀に入ってから変化が生じたと唱えられる。これらの表現が多彩と化し、かつ、意味が強調されるようになったのである。例えばアリストパネス『騎士』や『蛙』においては *kalokagathoi*, *eugeneis* や *poneroi* などが用いられる。以上、芝川治『ギリシア「貴族政」論』(見洋書房、二〇〇三年) 二二〇—二二三ページ。
- これらの用語は上流階級の民衆に対する侮蔑に由縁するとの説をなす者がいる (e.g. *Marr-Rhodes*, 60)。さりながら、現実には、偽クセノポンとは思想、傾向を異にするアリストパネスがそれらを使用するのである。この種の語はアリストテレスやプルタルコスなど後世の著作家においても使用され続けるのである。
- 偽クセノポンにおいて二つの階層を示す語は多様であるが、それぞれ同一の社会層を示すとして支障はない。上流富裕者、有力者と衆庶、貧民である。『国制』の場合、例えば *gennaioi* が旧貴族を意味するとして、*plousioi* や *dynamenoi* から区別せんとする向きもある (e.g. *Kalinka*, 93, 246-247)。それと、それは然らずとなすべきである。実際、『国制』一章二及び二章十八においては、それらが、事実上、同一視されるのである。
- (30) *gignoskein*, *gnous*, *eidos* などの表現は頻出する。 *Marr-Rhodes*, 172-173。
- (31) *コンベルン* (*Th. Gomperz, Griechische Denker I⁴, Berlin und Leipzig 1922, 410*) は『国制』の著者を敵の要塞を偵察する将校に譬えつつ、 „Er (der Offizier) wird jedoch von der kunstgerechten Anlage und dem zweckgemäßen Inneinandergreifen aller Teile dermaßen überrascht, daß er nicht nur vor jedem überreifen Angriff eindrucklichst warnt, sondern seiner Bewunderung des planvollen Baues rückhaltlosen Ausdruck gibt und so fast zum Lobredner des bitter gehakten Feindes wird.“ *コンベルン* にとつては真面目が肝心というわけである。
- (32) 一章九の良き政体 *eunomia* に関しても階級的視点が優越する。
- (33) 一章二の筆致よりするとアテナイ海軍を支えるのは貧民のみとなるが、これも多少とも傾向的である。 *Weber*, 71。
- (34) 一章九においては狂徒 *mainomenoi anthropoi* とまで表現される。これは *シュニート* (*W. Schmid, Geschichte der griechischen Literatur, Teil I, Band 3, München 1940, 154 Anm.3.*) によれば内面の激情が奔然とつづ噴出したもの。ただ、cf. *Thuk. V. 39. 3; Marr-Rhodes*, 73; *Frisch*, 202; *Weber*, 83。
- (35) 1. 5。
- (36) *W. K. Pritchett, The Greek State at War I, Berkeley 1971, 83-84; II, 1974, 126-132.*
- (37) 佐藤昇『民主政アテナイの賄賂言説』山川出版社、二〇〇八年、一三九—一七七ページ。また *Aristoph. Ach.* 593-619。
- (38) 偽クセノポンはデマゴークには触れない。彼としては民衆が万般に亘って自ら意識的に行動するとういふ図像を得たいのであろう。この点も作爲的である。
- (39) 1. 13。
- (40) 1. 4の *eu prattontes* は貧民が富裕と化する事を意味するものではない。

- (41) ヘラクレイア (Artist. *Pol.* 1304 b 31-34) やメガラ (*ibid.* 1304 b 34-39) など。ペロポネソス戦争中ではケルキュラ (Thuk. III, 81) やアルコス (*ibid.* VI, 61, 3) の例が参考を供する。
- 偽クセノポンの口吻 (I, 1) よりすると、アテナイの国制のみが全ギリシア中で際立つかの如くである。然るに、鞏度の民主政は他処にも見られたのである。
- (42) I, 14.
- (43) Thuk. II, 37. なお、本篇一〇〇ページ。
- (44) Cf. *ibid.* II, 41, 1.
- (45) 註 (31)。
- (46) 原文では目的語は明示されないが、この文にはそれを補綴する必要がある。その際、打擲の対象となるのは奴隷のみなのか、或は在留外人をも包含するのか。カリンカ (125) フリッシユ (204) は前者を採る。確かに、在留外人殴打などを喋々するのは奇異である。ただ、服装、容姿に関する文章に在留外人出現するのを思えば、後者説のマーロウズ (74) も無下に斥けるべきではない。
- (47) 写本の hina lambanon men prattēi tas apophoras は損壊する。修訂の試みは多々あれども (e. g. hina lambanonēn has prattēi tas apophoras. Leunclavius, Marr-Rhodes) 大意は通ずる。cf. Bechtle, A Note on Pseudo-Xenophon, *The Constitution of the Athenians* I, 11, CQ 46, 1996, 564-566. fois andrapodōis douleuein に関しては、意味上の主語はアテナイ人。cf. Gelzer, *op. cit.* 110-111.
- (48) 『国制』に特有の語法であった。註 (20)。
- (49) 一人称の使用も許多に上る。
- (50) ηἰς τῆς ἰσέγοριας は、文脈よりして、「平等」の意に近接するとすべきである。芝川「ギリシア史の批評をめぐって (三)」、『大手前大学論集』二二、二〇一一年、三六ページ註 (58)。
- (51) Dem. IX, 3; Plautus, *Sichus* 446.
- (52) Kalinka, 126-127. なお cf. Ps.-X. *Ath. Pol.* 2, 8. ηἰς においては服飾類についても語られると見られる。奢侈品のアテナイ人の舶載繁しというのであろう。喜劇よりすればそれらは一般人も着用した。Aristoph. *Nub.* 151; *Vesp.* 1131-1156, 1158; *Lys.* 229; *Thest.* 142; *Ecol.* 74, 269, 319. ηἰς は『国制』一章十とは撞着を来す。一体に、奴隷の実相に関する最良の史料はアリストパネスと思考されるが、そこからは市民と奴隷との混同は生じ難かったと判断される。
- (53) Dem. XXI, 47-48; LIII, 16; Aischn. I, 15; Athenaios, VI, 266f. cf. Lyk. 65.
- (54) Dem. XXI, 48.
- (55) Cf. Aristoph. *Nub.* 7. ηἰς τῆς ἰσονομίας Kalinka, 122-123.
- (56) ηἰς 563B の男女間の平等 isonomia なる記事はそれぞれ『国制』一章十七十二を想出せしめる。
- (57) 『蛙』738-755 に叙されるのは奴隷根性の典型と見られる。

- (58) Dem. XXI. 45-46.
- (59) Marr-Rhodes, 75.
- (60) 1. 10 Epichorion の ego phraso をめぐっては Kalinka, 124-125.
- (61) Myron, P2 (Jacoby).
- (62) 一章十九の「従者」は奴隷を意味するのであるが、ここではそれは主人に従順なるが如し。
- (63) この表現は衝撃的である (Marr-Rhodes, 77)。それだけ効果を高めんとするのであろう。
- (64) Ps.-X. *Ath. Pol.* 1. 17; Kalinka, 129-130.
- (65) Xen. *Poroi*, 4, 14-15; Aischin. 1. 97; cf. Marr-Rhodes, 77-78.
- (66) 偽クセノポンは、トリエラルコスが船員に給与を支給したかのような言辞を弄するが、これは通則ではない。
- (67) Gomme, 47-48.
- (68) Thuk. II. 38. 1. の演説は格調高く、壮重なものであった。また、トゥキユティデスの麗筆は偽クセノポンとは対蹠的である。
- (69) 四二七年、アテナイに降服する迄は寡頭政が布かれていたと見られる (Thuk. III. 27-28)。
- (70) 史料の関係上明確を期し難いが、四五〇年代から四〇年代にかけて、ミレトスには紛紜が生じた。アテナイに叛旗を翻した事もあったし、その間、寡頭政をアテナイが認容した時期もあったのであろう。R. Meiggs, *The Athenian Empire*, Oxford 1972, 188, 562-565; H.-J. Gehrke, *Zur Geschichte Miletus in der Mitte des 5. Jahrhunderts v. Chr.*, *Historia* 29, 1980, 17-31. 更に Ps.-X. *Ath. Pol.* 3. 11.
- (71) 四四〇年頃、一旦サモスを鎮撫した後、アテナイはその地に民主政を樹立したと云う (Thuk. I. 115. 3; Plat. *Per.* 25)。それ以前の体制は寡頭政であった。紆余曲折を経て叛乱を完全に鎮圧した後、安定的な民主政が布かれた (Diod. XII. 28. 4) のであろうか。トゥキユティデス (III. 21) によると、四一二年段階においてサモスを嚮導していたのは地主有力者 (geomoroi) であった。そうすると、四三九年から四一二年に到る迄に寡頭派の革命が生じていたのであろうか。それとも、四三九年に確立したのは寡頭政であって、それが約二七年間持続したのであろうか。そうすると、それに対してアテナイとしては宥和的だった事になる。cf. Gehrke, *Stasis*, München 1985, 140-144; G. Shipley, *A History of Samos 800-188BC*, Oxford 1987, 120-122.
- (72) キオスは四一二年の離叛に到る迄も寡頭政ポリスであり続けたことなす論者はある。cf. Hornblower, *A Commentary on Thucydides* III, Oxford 2008, 27-28. ただしこの件に関しては史料が錯綜し、断案を下し難い。
- (73) アテナイと同盟諸国の体制にについては cf. R. Brock, *Did the Athenian Empire promote Democracy?* J. Ma, N. Papazarkadas, R. Parker (eds.), *Interpreting the Athenian Empire*, London 2009, 149-166.
- (74) これに関して、近年におおむね G. E. M. de Ste Croix, *The Character of the Athenian Empire*, *Historia* 3, 1954 以来、論争が戦わされたのであった。
- (75) Weber, 96.
- (76) Thuk. I. 75-76, 140. の事は寡頭派にも、当然、共通のものである。ibid. III. 48.

- 後にも触れる(二〇一ページ)が、海上帝国によって交易が殷盛を来した。その受益層はむしろ富裕者階級を中心とするのではないか。『国制』二章十一にては「余に船あり」などと、突如として一人称が出現する。これを如何に解するにせよ、著者は富裕層に属し、それらは貿易によって利益を得る事少なからずとしたのであろう。
- (77) 一章十五の *ergasthai* はクルレキアと関係づけられる事が稀ではない (cf. Kalinka, 155-156; Frisch, 223)。メテイレネの場合、そのクルレキアの総収入は年間五四タラントンに上ると計算される (Thuk. III. 50. 2)。僅少な金額である。 *hena hekaston* をめぐって cf. Weber, 97. 1. 96. 2.
- (78) *Ibid.* II. 13. 3.
- (79) *Op. cit.* 253.
- (80) この支払は同盟市の庶民にとっても負担となった筈である。この点、一章十四の民衆庇護云々とは必ずしも首尾一貫しない。
- (81) *Meiggs, op. cit.* 61.
- (82) *Ibid.* 267.
- (83) 例えは「トウナイッポス法令」(ML69)では年賦金の合計は一五〇〇タラントンになんなんとするか (Meiggs, D. Lewis, *A Selection of Greek Historical Inscriptions*, Oxford 1969, 193)。
- (84) Pollux, VIII. 38.
- (85) *Marr-Rhodes*, 91-92.
- (86) 偽クセノポンを史料として用いるには注意が必要である。これは贅言の要なきにしても非ずである。 cf. J. H. Lipsius, *Das attische Recht und Rechtsverfahren*, Leipzig 1905 (Nachdruck. Hildesheim 1984), 824.
- (87) Cf. Müller-Strübing, *op. cit.* 176.
- (88) Kalinka, 162-163; Weber, 100.
- (89) Thuk. I. 77. cf. J. de Romilly, *Le Pseudo-Xénophon et Thucydide*, *R. de Ph.* 36, 1962, 229.
- (90) カリンカ (161) 第一章十七を *koinisch* とす。
- (91) Cf. Müller-Strübing, *op. cit.* 27-28. もっとも、アリストパネスの場合、対象はアテナイ人であるが。
- (92) 1. 16.
- (93) 写本通り *hoi ekleontes* と讀む。 Weber, 93-94. cf. Kalinka, 148-149. 更じ Aristoph. *Aves*, 1422.
- (94) Cf. *Marr-Rhodes*, 96; Weber, 104.
- (95) J. M. Balcer, *Imperial Magistrates in the Athenian Empire*, *Historia* 25, 1976, 285-287.
- (96) カリンカ (161) はメテイレネを見む。
- (97) 一章二十におおて *melete* 及びその類語は三度も使用される。
- (98)

- (99) 写本の *euthys hos* は *eutheos* と読む。
- (100) 訓練にしろいし *Thuk. I. 121. 3-4, 143. 1; Plat. Per. 11. 4; Xen. Mem. III. 5. 18.*
- (101) 水兵も自らの職務にこぎ矜持を抱けた模様。 *Aristoph. Ach. 162-163, 676; Vesp. 1091-1093.*
- (102) *Xen. Mem. III. 5. 18-19.*
- (103) 後続部分との関連上、一章二十においては水軍を讃える必要があった。
- (104) 200. また203。
- (105) この箇所も制作年代決定のために引証される事多しとした。これが現実を指すか、それとも単に理論的可能性を示すのみ (e.g. H. U. Instinsky, *Die Abfassungszeit der Schrift vom Staate der Athener*, Diss. Freiburg/Bsrg. 1933, 9-15) かが問われたのである。ここでは多言を費す事はしないが、この点は前者を採るべきである。従って、『国制』はアルキタモス戦争中、ペロポネソス軍による侵寇の繰返された時期、若しくはその終熄後もなおその予測された頃に制作された事となる。『国制』は不動の海上帝国を前提としているので、その年代はデケレイア戦役中ではない。年代の決定につき一言しておく。これに関しては、『国制』の特定箇所を現実と照合せしめるという方法が、従前、取られてきた。ただ、この書は現実を忠実に模写せんとするものではない。この点、注意が必要である。cf. Gomme, 50-51. 然るに、籠城作戦自体の記事など迄は虚語となすべきではない。如何な偽クセノポンと雖も無から有は作り出せないわけだ。
- (106) *hyperhomai* をめぐっては cf. Frisch, 267.
- (107) デーモスは重装歩兵ホプリイタイと対置されるからである。ただし、この *hoplitai* はテキスト修訂部分に属する。
- (108) Cf. Kalinka, 226-227.
- (109) *Thuk. II. 52. 1-2.*
- (110) *Gomme, 43.* また、本篇一〇三ページ。
- (111) もっとも、悪疫蔓延中、若しくはその記憶覚めやらぬ時点においては、如何に狷介なる著者としてもそうは書かなかったであろう。Gomme, 51. 更に註(105)。
- (112) また、*Thuk. II. 21. 3.*
- (113) *Gomme, 44-45.* アリストパネスでは市井の者が嗤笑を蒙る事は通常である。
- (114) 先行部分との接続は明瞭を欠くが、それはここでは措く。
- (115) テクストをめぐっては Frisch, 325-326.
- (116) *Arist. Pol., 1286a 31-33; Ath. Pol. 41. 2.*
- (117) Cf. H. Fränkel, Notes on the Closing Sections of Pseudo-Xenophon's *Constitution of the Athenians*, *AJP* 68, 1947, 310-312.
- (118) 『国制』は完成度低き作であった。
- (119) 本論文九五ページ。Ps. X. *Ath. Pol. 2. 20.*

(120) 「善」や「正」は相対化されるのであった。また、彼には道德化の傾向が見られない。彼にとつては私利の追求がすべてであった。

(121) 在来、学説史においては虚構をそれとして認識しない憾みがあった。『仕事と日々』にて誦された農民をヘシオドス自身と看做すなどその適例。ピンドロスもその祝捷歌にて、顧客の需めに応じ、その神話的系譜を自在に仮作したのである。ソロンの詩なども多くは政治的発言でもある。聴者に与える効果をも計算して作したのである。これらを額面通り受取つてはならないのである。芝川、前掲書一八二ページ註(81)、一六八ページ、四章など。

(122) この書が学術的分析乃至は政治的パンフレットの類には属さない事、これは、最早、言を俟たぬところである。この事は次の点からも補強される。即ち、『国制』からはどこか空論的雰囲気を感じられる。これは本論では触れなかったが、この書において具体例が交えられるのは三章十のみ。他は一般的、理論的に論述が進められていく。二章二、島嶼の離叛などその好例であるが、全般的に茫洋たるの感を禁じ得ない。作者は理論を玩弄して一人で楽しむのであろうか。